

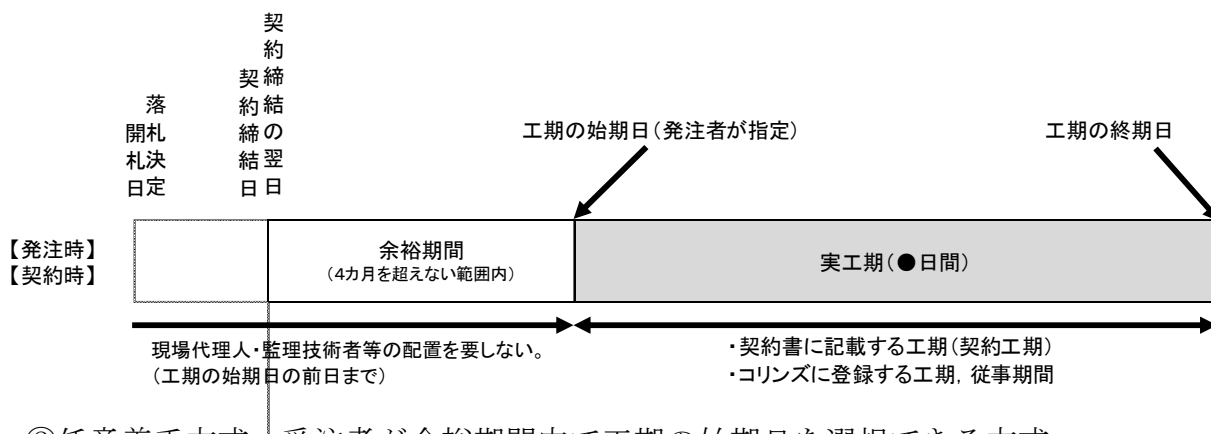
## 余裕期間制度活用工事の対象拡大について

令和2年7月21日  
茨城県土木部監理課  
茨城県土木部検査指導課

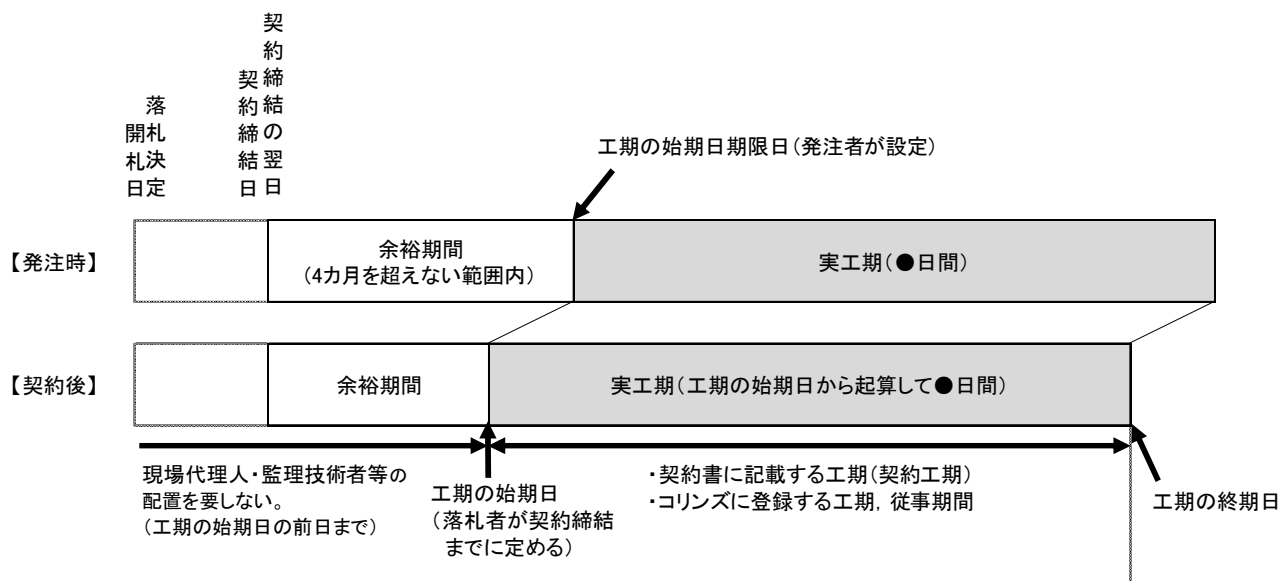
茨城県土木部では、現在、ゼロ債務負担行為を活用する工事において、任意着手方式による余裕期間制度を活用しておりますが、受注者による円滑な工事の実施をより一層図るため、下記の通り余裕期間制度の対象を拡大し、**令和2年8月1日以降に入札公告または指名通知等を行う工事から適用**することと致しましたので、お知らせいたします。

### ■余裕期間制度について

①発注者指定方式：発注者が余裕期間内で工期の始期日をあらかじめ指定する方式  
(対象工事：現場の制約条件等により、始期日以前に工事着手ができない工事等)



②任意着手方式：受注者が余裕期間内で工期の始期日を選択できる方式  
(対象工事：ゼロ債務負担行為を活用する工事, 発注者指定方式以外の工事)



**※災害復旧工事等の早期完成が必要な工事や余裕期間を設定した場合に全体の事業スケジュールに影響を与える工事等は余裕期間制度の対象外となります。**

※対象工事に係る前払金については、契約締結日以降請求が可能となります。

ただし、ゼロ債務負担行為を活用する工事の場合は、契約翌年度以降の請求となります。